定　　款

一般財団法人　医療情報健康財団

第１章　総　　則

（名称）

第１条　　この法人は、一般財団法人　医療情報健康財団　と称する。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を　福岡市　に置く。

２　　この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（公告）

第３条　　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第２章　目的及び事業

（目的）

第４条　　この法人は、がん、生活習慣病、感染症、メンタル疾患、作業関連疾患等の予防を行うと共に、知識の普及と啓発活動を推進し、もって公衆衛生及び労働衛生の向上と地域住民並びに労働者の健康維持増進に寄与することを目的とする。

（公益目的事業）

第５条　　この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　地域住民のがん、生活習慣病、感染症等の診断(健診・検診)に関する事業

（２）　地域住民のがん、生活習慣病、感染症等の予防に関する知識の普及と啓発事業

（３）　地域住民の健康教育、健康増進に関する知識の普及と啓発事業

（４）　公衆衛生に関する調査研究及び施策の普及と啓発事業

（５）　地域住民の健康診断による発見患者の診療に関する事業

（６）　その他公益目的を達成するために必要な事業

（その他の事業）

第６条　　この法人は、前条の公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

（１）　医療機関の設置運営

（２）　労働者のがん、生活習慣病、感染症、メンタル疾患、作業関連疾患等の診断(健診・検診)に関する事業

（３）　労働者のがん、生活習慣病、感染症、メンタル疾患、作業関連疾患等の予防に関する知識の普及と啓発活動

（４）　労働者の健康教育、健康増進に関する知識の普及と啓発事業

（５）　労働衛生に関する調査研究及び施策の普及と啓発活動

（６） 労働者の健康診断による発見患者の診療に関する事業
（７） 作業環境測定機関の設置運営
（８） 健診・検診の予約受付業務の受託事業
（９） 健診・検診にかかる検査判定及び診断区分の策定の受託事業
(10) 健診・検診の案内、受診票の作成及び発送、その結果表の作成及び発送の受託事業
(11) 予防医学の分野にコンピューターを導入した医療情報書システムの研究開発
(12) その他前各号に定める事業に関連する事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）
第７条　この法人の目的である事業を行うために不可欠なこの法人の基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
（１） 設立に際し、基本財産として寄附された財産
（２） 設立後、基本財産として寄附された財産
（３） 評議員会の決議によって基本財産に繰み入れた財産
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（事業計画及び収支予算）
第９条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。
２　理事長は、当該事業年度の末日までの間、前項の書類を主たる事務所に備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第１０条　この法人の事業報告及び決算については､毎事業年度終了後､理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。
（１） 事業報告
（２） 事業報告の附属明細書
（３） 貸借対照表

（４） 損益計算書
（５） 貸借対照表及び損益計算書の附属書類
（６） 財産目録

２　理事長は、前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

３　理事長は、第１項の書類及び監査報告が記載された書面を定時評議員会の日の二週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

第１１条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章　評　議　員

（評議員の員数）

第１２条　この法人に、評議員９名以上１５名以内を置く。

（選任及び解任）

第１３条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、この法人の事務局員１名、外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は､次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（１） この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人
（２） 過去に前号に規定する者となったことがある者
（３） 第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会かそれぞれ推進することができる。評議員選定委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員選定委員に説明しなければならない。

（１） 当該候補者の経歴
（２） 当該候補者を候補者とした理由
（３） 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
（４） 当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（任期）

第１４条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　　評議員は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第１５条　評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用（交通費等）の実費を支払うことができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１６条　評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

２　　評議員会は、評議員の中から、評議員会議長１名を選定する。

３　　評議員会議長に事故あるときは、評議員会に出席した評議員の互選により、議長の職を担う者を決定する。

（権限）

第１７条　評議員会は、次の事項を決議する。

（１）　理事及び監事の選任及び解任

（２）　理事及び監事の責任の一部免除

（３）　貸借対照表、損益計算書、財産目録の承認

（４）　定款の変更

（５）　基本財産の追加又は処分若しくは除外の承認

（６）　事業の全部譲渡

（７）　残余財産の処分

（８）　法人の継続

（９）　吸収合併契約又は新設合併契約の承認

（10）　理事会において評議員会に付議した事項

（11）　その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１８条　評議員会は、定時評議員会として毎年１回、事業年度終了後３箇月に開催するほか、必要ある場合には、臨時評議員会を開催する。

（招集）

第１９条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長に事故があるときは、あらかじめ評議員会において定めた順序に従い、他の理事がこれを招集する。

３　評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。この場合、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

４　評議員会の招集通知は、各評議員に対し、評議員会の開催日時、場所、評議員会の目的である事項並びにその他法務省令で定める事項を記載した書面を会日の１週間前までに発することを要する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

５　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

（決議）

第２０条　評議員会の決議は、決議事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　定款の変更

（３）　理事及び監事の責任の一部免除

（４）　基本財産の処分又は除外の承認

（５）　事業の全部譲渡

（６）　法人の継続

（７）　吸収合併契約又は新設合併契約の承認

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第１項の決議を行うことを要する。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（評議員会の決議の省略）

第２１条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員

（当該議案について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

第２２条　理事が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべきすべての事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条　評議員会の議事については､法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　　前項の議事録には、評議員会議長又は議長の職を担った者が記名押印する。

第6章　役　　員

（役員の設置）

第２４条　この法人には、次の役員を置く。

（１）　理事　６名以上１０名以内

（２）　監事　２名以上　３名以内

２　　理事会は、理事の中から、理事長１名を選定する。

３　　前項の理事長をもって､一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下､｢一般法人法」という。）に定める代表理事とする。

４　　理事会は、理事の中から常務理事２名以内を選定することができる。

５　　前項の常務理事をもって、一般法人法第１９７条により準用される第９１条第１項第２号に定める業務を執行する理事とする。

（役員の選任）

第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族、その他これらの者に準ずる特別な関係があるもの（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第４条に定める者を言う。）である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

３　　他の同一の団体 （公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第５条に定める者を言う。） である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

4　　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2　　理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表する。

3　　常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4　　理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその業務執行に係る職務を代行する。

5　　理事長、常務理事は、毎事業年度毎に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2　　監事は、いつでも、理事又は使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。

（責任の免除又は限定）

第２８条　役員がその任務を怠り、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない場合であっても、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無く、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときには、理事会の決議によって、賠償責任額から一般法人法第１１３条第１項に定める「最低責任限度額」を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2　　外部役員等がその任務を怠り、当法人に対しこれによって生じた損害を賠償しなければならない場合に、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときには、当該損害の賠償責任について、「最低責任限度額」を限度とする契約を締結することができる。

（役員の任期）

第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3　　補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

4　　補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了するときまでとする。

5　　理事又は監事は、第２４条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第３０条　役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

（役員の報酬等）

第３１条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会の決議によって定める金額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

２　　役員には、その職務を行うために要する費用（交通費等）の実費を支払うことができる。

第7章　理　事　会

（構成）

第３２条　理事会は、すべての理事で組織する。

２　　理事会の議長は、理事長とする。

３　　理事長に事故あるときは、理事の互選により、議長の職を担う者を決定する。

（権限）

第３３条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務執行の監督

（３）　理事長及び常務理事の選定及び解職

（４）　評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

（招集）

第３４条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

２　　理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、他の理事がこれを招集する。

３　　理事会の招集通知は、各理事に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を会日の１週間前までに発する。

４　　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議）

第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第３６条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（理事会への報告の省略）

第３７条　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第２６条第５項に規定する理事長及び常務理事による報告については、この限りでない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　　前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３９条　この定款は､第２０条第２項第２号による評議員会の決議によって変更することができる。

２　　前項にかかわらず、第４条及び第１３条の規程は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席した評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上に当たる多数による決議をもって変更することができる。

（解散）

第４０条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令に定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を行うことを目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　顧問・相談役・参与・委員会等

（顧問・相談役・参与）

第４２条　この法人に、任意の機関として、顧問、相談役、参与を若干名を置くことができる。

２　　顧問、相談役、参与は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

３　　顧問、相談役、参与は、理事長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることを職務とする。

（委員会）

第４３条　この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

２　　委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会が選任する。

３　　委員会の任務、構成、委員の報酬及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第１０章　事　務　局

（設置等）

第４４条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　　事務局には、所要の職員を置く。

３　　理事長は、前項の職員の中から事務局長を任命することができる。

４　　事務局の組織、運営及び職員に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙理事・監事名簿の記載のとおりとする。

4　この法人の最初の代表理事は、福岡県三潴郡大木町大字大角１５８１－１　石川　潔　とする。
5　この法人の最初の評議員は、別紙評議員名簿の記載のとおりとする。
6　令和８年２月１３日変更

一般財団法人移行後の最初の理事・監事名簿

理　事	安　楽　純　二
理　事	石　川　　潔
理　事	石　野　洋　一
理　事	河　野　貞　雄
理　事	北　原　　勉
理　事	升　本　俊　也
理　事	村　上　啓　二
監　事	石　橋　　誠
監　事	髙　木　厚　夫

一般財団法人移行後の最初の評議員名簿

評議員　　森　山　順　一

評議員　　牧野内　繁　男

評議員　　濱　崎　泰　洋

評議員　　北　原　明　彦

評議員　　大　曲　和　彦

評議員　　有　田　紘　義

評議員　　加　藤　愼　司

評議員　　成　富　由　司

評議員　　長　澤　一　成

評議員　　八　谷　俊　朗